

達人 Cube「クラウドストレージ」利用規約

第1章 総則

(本規約の適用)

第1条 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ（以下「弊社」といいます。）は、契約者に対し、オンラインサービス「達人 Cube(R)（キューブ）」（以下、「達人 Cube」といいます。）の個別サービスである達人 Cube「クラウドストレージ」（以下、「本サービス」といいます。）について、本規約及び弊社が別途定めるマニュアルに基づき提供します。

なお、本規約の適用範囲は、別紙2に規定する各プランとします。

- 2 契約者は、本サービスの利用に関し、本規約の内容を十分に理解するとともに、これを誠実に遵守するものとします。

(本規約及び本サービスの内容の変更)

第2条 弊社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本規約及び本サービスの内容を変更することができるものとします。なお、この場合には、契約者の利用条件、料金その他の提供条件は、変更後の規約を適用するものとします。ただし、弊社は当該変更によって変更前の本サービスの全ての機能、品質、性能等が維持されることを保証するものではなく、また契約者に生じた損害又は不利益に対して一切の責任を負いません。

- (1) 本規約及び本サービスの内容の変更が、契約者の利益に適合する場合
 - (2) 本規約及び本サービスの内容の変更が、本規約の目的に反さず、かつ変更に係る事情に照らして合理的なものである場合
- 2 弊社は、前項により本規約及び本サービスの内容を変更する場合には、変更の2週間前までに、弊社のホームページその他の弊社が適切と判断する方法により、次の各号に定める事項を周知するものとします。
 - (1) 本規約及び本サービスの内容を変更する旨
 - (2) 変更後の新規規約及び新サービスの内容
 - (3) 変更後の新規規約の効力発生日
 - 3 契約者は、本規約及び本サービスの内容の変更に同意しない場合、変更後の新規規約の効力発生日までに、本規約16条（契約者からの本契約の解除）第1項により、本規約を解除するものとします。

(本サービスの内容)

第3条 本サービスの具体的な内容及び提供条件は、別紙2に定めるものとします。

- 2 本規約とサービス仕様に矛盾が生じた場合は、本規約を優先するものとします。但し、

本規約、サービス仕様に別に定めのある場合はこの限りではないものとします。

- 3 契約者は以下の事項を承諾の上、本サービスを利用するものとします。
 - (1) 本サービスについて、弊社に起因しない不具合が生じる場合があること
 - (2) 弊社に起因しない本サービスの不具合については、弊社は一切責任を負わないこと
- 4 本契約に明示的に定める場合を除き、弊社は、契約者に対して、次の各号に定めるサービス提供を行わないものとします。
 - (1) ソフトウェア及びハードウェアに関する問い合わせ並びに障害対応等
 - (2) 磁気テープ媒体、フロッピーディスク媒体、インクリボン、用紙等の消耗品の供給
 - (3) 本サービスにかかるデータの内容、変更等に関する問合せ
 - (4) クラウド移行コンサルティングサービス
 - (5) 本サービスを提供するための電気通信回線提供
 - (6) 個別カスタマイズサービス
 - (7) データ移行サービス
 - (8) 本サービスの利用にあたり、お客様にて準備が必要となるソフトウェアのライセンス
 - (9) その他サービス（調査、検証、要件定義、設計、導入、展開・移行等）

(用語の定義)

第4条 本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 本規約	達人 Cube「クラウドストレージ」利用規約
3 本契約	弊社から本サービスの提供を受けるための契約
4 契約者	弊社と本契約を締結している者
5 達人サービス	弊社がパッケージソフトウェアとして提供する達人 Cubeを含む税務申告ソリューションの総称
6 消費税等相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
7 不可抗力	天災地変、戦争、暴動、内乱、テロリズム、重大な疾病、感染症リスク若しくはこれに類するもの、争議行為、法令等の制定若しくは改廃、公共インフラ（輸送機関、通信回線等を含む。）の事故、電力事故、政府機関による命令、仕入先等の製造中止及び操業停止、中間資料及び納入物に対する

	第三者による物理的侵害その他自己の責に帰すことのできない事由
--	--------------------------------

第2章 本サービスの提供

(本サービスの提供区域)

第5条 弊社は、本サービスを、日本国内のインターネット通信が利用可能な区域において提供します。

第3章 契約

(契約申込の方法)

第6条 本サービスを利用しようとする者は、弊社と本契約を締結するものとします。

- 2 本契約は、達人 Cube に関し弊社が定める「達人 Cube 利用規約」（以下「達人 Cube 利用規約」といいます。）第10（利用契約の締結等）にかかわらず、本サービスを利用しようとする者が、その名称、所在地その他弊社が定める事項（以下「登録内容」という。）を記載した弊社所定の「達人 Cube「クラウドストレージ」注文書」（以下「利用申込書」という。）を弊社に提出し、弊社がこれに対し弊社所定の方法により承諾の通知を発信することにより成立するものとします。なお、本サービスの利用申込者は本規約の内容を承諾の上、かかる申込を行うものとし、本サービスの利用申込者が申込を行った時点で、弊社は、本サービスの利用申込者が本規約の内容を承諾しているものとみなします。本規約と本契約の規定が異なるときは、本契約の規定が本規約に優先して適用されるものとします。
- 3 弊社は、前項の利用申込みに関して、本サービスの利用申込者の登録内容の確認のため、弊社が必要とする資料の提出を求めることができるものとします。
- 4 利用申込者は、本サービスの利用申し込みにあたり弊社に提出していただく資料に第29条（個人情報の取扱い）に定める個人情報が含まれる場合には、弊社に当該個人情報を提供することについて、その本人の同意を得るものとします。
- 5 本契約の内容を変更（プランの変更等）する場合であって弊社が必要と判断するときは、契約者に弊社と利用変更契約を締結していただきます。
- 6 利用変更契約は、達人 Cube 利用規約第10条（利用契約の締結等）にかかわらず、契約者が利用申込書を弊社に提出し、弊社がこれに対し弊社所定の方法により承諾の通知を発信することにより成立するものとします。なお、本規約の文脈上必要な限り、本契約には利用変更契約を含んで解釈されるものとします。
- 7 契約者は利用条件の変更を希望する場合、毎月15日までに第5項及び第6項に規定する方法により、弊社が別途定める範囲で本サービスの利用条件の変更を行うことが

できます。なお、この場合、変更内容の反映は、申し込みのあった月の翌月 1 日までに
行われ、新料金は申し込みのあった月の翌月より請求されるものとします。

(契約申込の承諾)

第7条 弊社は、本サービスの利用を希望する者から本契約の申込みを受けたときは、前条
第 2 項又は第 6 項に従い、弊社の受け付けた順序に従って承諾するものとします。

2 弊社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、本契約の申込みを承諾しないこと
があります。

- (1) 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (2) 本契約の申込みをした者が本サービスの料金又は弊社が提供する本サービス以
外の達人サービスの料金若しくは工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠る
おそれがあるとき。
- (3) 契約申込書に虚偽の事項を記載したとき又は記入漏れがあったとき。
- (4) 第 19 条（利用料金の支払義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
- (5) その他弊社の業務遂行上著しい支障があるとき。

3 弊社が、前 2 項の規定により申込を承諾した後に、申込者が前項各号のいずれかの場
合に該当することが判明した場合には、弊社はその承諾を取り消すことができます。

(データの消去)

第8条 弊社は、契約者がプランの変更を行ったときに、現に蓄積されているデータの容
量が蓄積可能容量を超えた場合は、蓄積可能容量を超えた容量分のデータを、契約者
がプランの変更を行った日を含む月の翌月の末日に消去します。

(権利義務の譲渡等)

第9条 契約者及び弊社は、本サービスに関する権利義務の譲渡等について、達人 Cube
利用規約第 5 条（権利義務譲渡の禁止）に従うものとします。

(契約者の地位の承継)

第10条 相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、
相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分
割により営業を承継する法人は、速やかに弊社にその旨通知するものとし、第 16 条
（契約者からの本契約の解除）に基づき本契約を解除の上、弊社の案内に従い本契約
を締結しなおすものとします。

(契約者の氏名等の変更の届出)

第11条 契約者は、契約者の氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先に変更が

あるときは、弊社の定める方法により変更予定日の30日前までに弊社に届け出てください。

- 2 前項に定める契約者の氏名等の変更があつたにもかかわらず、契約者より弊社に届出がないときは、弊社は、契約者が弊社に届出ている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書送付先への郵送等の通知をもって、弊社からの通知を行ったものとみなします。
- 3 第1項の届出があつたときは、弊社は、その届出があつた事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

第4章 著作権等

(著作権等)

第12条 弊社が本サービスを提供するにあたって契約者に提供する一切の物品（本規約、各種アプリケーション及び取扱マニュアル等を含みます。）に関する著作権、著作人格権、特許権、商標権及びノウハウ等の一切の知的所有権（以下「知的所有権」といいます。）その他の権利は、特段の定めのない限り、弊社又は本サービスの提供元である第三者に帰属するものとし、契約者は知的所有権を取得するものでないことを確認します。

- 2 契約者は、前項に定める提供物を以下のとおり取り扱っていただきます。
 - (1) 公序良俗に反する目的に使用しないこと。
 - (2) 弊社が提供する各種アプリケーションの複製、改変又は編集等を行わないこと。
また、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルを行わないこと。
 - (3) 営利目的有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと。
 - (4) 弊社又は本サービスの提供に不可欠な弊社の契約事業者が表示した著作権表示等を削除又は変更しないこと。
- 3 契約者は、弊社が提供する本サービスを利用し、他人の著作権その他の権利を侵害、公序良俗に反する等行為をしてはならないものとします。

第5章 利用中止等

(一時的な中断及び提供停止)

第13条 弊社は、次の場合には、契約者への事前の通知又は承諾を要することなく、本サービスの提供を中断することができるものとします。

- (1) 本サービス用設備の故障等により保守を行う場合
- (2) 運用上又は技術上の理由でやむを得ない場合
- (3) その他不可抗力により本サービスを提供できない場合
- (4) 契約者等が弊社又は第三者の業務に重大な影響を与え、又は、そのおそれがあるとき
- (5) 契約者の要請により、本サービス用設備の負荷テスト等をおこなう場合

- 2 弊社は、前項に定める他、本サービス用設備の定期点検を行うため、契約者に事前に通知の上、本サービスの提供を一時的に中断できるものとします。
- 3 弊社は、契約者が別紙 1 に定める禁止事項のいずれかに該当する場合又は契約者が利用料金等未払いその他利用契約等に違反した場合には、当該契約者への通知若しくは催告を要することなく本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。
- 4 弊社は、前三項に定める事由により本サービスを提供できなかったことにより契約者等又は第三者(他の契約者を含む。以下同じ。)が損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

(本サービスの廃止)

第14条 弊社は、次の各号の一に該当する場合、あらかじめ本サービスの廃止日を契約者に通知(緊急止むを得ない場合は、事後速やかに通知)の上、本サービスの全部又は一部を廃止するものとし、本サービスの廃止日をもって本契約を解除するものとします。弊社は、本サービスの廃止によって契約者に生じた損害又は不利益に対して一切の責任を負いません。なお、弊社の契約者への通知は、弊社書面、電磁的方法又は達人サービスのウェブサイトへの掲載で行うものとします。

- (1) 事前に契約者に通知した場合
 - (2) 不可抗力により本サービスの全部又は一部を提供できない場合
 - (3) その他本サービスを継続的かつ安定的に提供することが著しく困難な場合
- 2 前項に基づき本サービスの全部又は一部を廃止する場合、弊社は、既に支払われている利用料金等のうち、廃止する本サービスについて提供しない日数に対応する額を日割計算にて契約者に返還するものとします。

(最短利用期間)

第15条 契約者及び弊社は、本サービスの最短利用期間について、達人 Cube 利用規約第 15 条(最低利用期間)に従うものとします。

- 2 当該最短利用期間内に本契約の解除を行う場合は、第 16 条(契約者からの本契約の解除)に従うことに加え、弊社が定める期限までに、本契約を締結した日から 3 か月を経過した日の属する月を経過した日の属する月の末日までの残余の期間に対応する利用料金に相当する額及びその消費税等相当額を一括して弊社に支払うものとします。

(契約者からの本契約の解除)

第16条 契約者は、本条に基づいてのみ本契約を解除できるものとします。

- 2 本契約の解除を希望する場合、毎月 15 日までに弊社が別途定める方法により弊社に通知することにより、同月の末日をもって本契約を解除することができるものとします。但し、既に支払われた利用料金等については、本項による解除によっても契約者に一切

返還しないものとします。

- 3 契約者は、前項に定める通知が弊社に到達した時点において未払いの料金等又は支払遅延損害金がある場合には、直ちにこれを支払うものとします。弊社
- 4 弊社は、契約者が本サービスの解除をしたときは、本サービスの解除があった日を含む月の末日以降、弊社が設置するサーバ装置に蓄積されているデータを消去します。

(弊社が行う本契約の解除)

第17条 弊社は、次の各号の一に該当すると判断した場合、契約者への事前の通知若しくは催告を要することなく、本サービスの提供を一時停止又は、本契約を解除することができるものとします。

- (1) 弊社への利用申込内容、利用変更内容その他通知内容等に虚偽があったことが判明した場合
 - (2) 支払停止又は支払不能となった場合その他財産状態が悪化し又はそのおそれがあると認められる相当の理由がある場合
 - (3) 契約者の振り出した又は裏書きした手形又は小切手が不渡りとなった場合
 - (4) 差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売があった場合又は租税滞納処分の申立があった場合
 - (5) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、若しくは特別清算手続開始その他これらに類似する倒産手続開始の申立があった、自ら申立をした又は清算に入った場合
 - (6) 監督官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けた場合
 - (7) 解散、減資又は事業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡しようとした場合
 - (8) 前各号のほか、その他、資産、信用又は支払能力に重大な変更を生じた場合
 - (9) 第9条（権利義務の譲渡等）に違反した場合
 - (10) 第31条（反社会的勢力との関係排除）第1項又は第2項に違反した場合
 - (11) 契約者が本規約に違反し、弊社から相当の期間を定めて催告を受けたにもかかわらず、なおその期間内に履行しない場合
 - (12) 利用契約等を履行することが困難と想定される自由が生じた場合
- 2 弊社契約者は、前項による利用契約の解除、本サービスの一時停止があった時点において、未払いの利用料金等又は支払遅延損害金がある場合には、弊社が定める日までにこれを支払うものとします。

第6章 料金等

(料金)

第18条 本サービスに係る料金は、弊社が別紙2に定めるところによります。

(利用料金の支払義務)

第19条 契約者は、達人 Cube 利用規約第 2 4 条 (利用料金の支払義務) 第 1 項の規定にかかわらず、本契約に基づいて弊社より本サービスの提供を受け始めた翌月初日から起算して、本契約の解除があった月の末日までの期間について、本契約毎に、弊社が別紙 2 に定める利用料金の支払いを要します。ただし、本サービスの提供を開始した月に契約の解除が行われた場合は当月分の利用料金の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。

3 前 2 項の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の利用料金の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、本サービスを全く利用できない状態(その契約に係る本サービスの利用に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)が生じた場合(2 欄に該当する場合を除きます。)に、そのことを弊社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したとき。	そのことを弊社が知った時刻以後の利用できなかった時間(24 時間の倍数である部分に限ります。)について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスについての料金
2 弊社の故意又は重大な過失によりその本サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを弊社が知った時刻以後の利用できなかった時間(24 時間の倍数である部分に限ります。)について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスについての料金

3 弊社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(割増金)

第20条 契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税等相当額を加算しない額とします。)の 2 倍に相当する額に消費税等相当額を加算した額(消費税等相当額を加算しないこととされている料金にあっては、その免れた額の 2 倍に相当する額)を割増金として支払っていただきます。

(遅延損害金)

第21条 契約者及び弊社は、本サービスに関する遅滞利息について、達人 Cube 利用規約第26条(遅延損害金)に従うものとします。

(料金の計算等)

第22条 弊社は、契約者が本契約に基づき弊社に対して支払う本サービスの利用料金については暦月に従って計算します。

ただし、弊社が必要と認めるときは、暦月によらず随時に計算します。

- 2 契約者は、弊社が契約者に対して請求する料金の額が、本規約に定める料金額よりも過小であった場合には、弊社に対して、料金(弊社が請求した料金と弊社が別紙2に定める料金の支払いを要するものとされている額との差額を含みます。)の支払いを要します。

(端数処理)

第23条 弊社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとします。

(料金等の支払い)

第24条 契約者は、料金その他の債務について、弊社が定める期日までに、達人 Cube 利用規約第25条(利用料金の支払方法)に従い弊社に支払うものとします。なお、振込手数料は契約者の負担とします。

(消費税等相当額の加算)

第25条 第19条(利用料金の支払義務)の規定その他、本規約に基づき支払いを要するものとされている料金額は、弊社が別紙2に定める額に、消費税等相当額を加算した額とします。

第7章 損害賠償

(責任の制限)

第26条 本サービスの提供に関し弊社が契約者に対して負う損害賠償責任について、達人 Cube 利用規約第40条(損害賠償の制限)の規定に従うものとします。

- 2 別紙2「1. 利用料金」備考欄に定めるツール・アプリ(以下、当該ツールを「ツール」、当該アプリを「アプリ」といいます。)の不具合等に起因し、本サービスの利用に支障が生じた場合(契約者及び第三者に損害が生じた場合を含みます。)の弊社の責任については、本規約の定めにかかわらず、以下に定める規約の定めに基づき準ずるものとします。なお、弊社にて当該事象の原因を確認の上、当該事象がツール及びアプリの不具合

等に起因する旨を契約者に通知又は弊社のホームページに掲載することをもって、当該事象がツール及びアプリの不具合等に起因するものと判断されるものとします。

(1) 当該損害がツールに起因する場合

「達人 Cube「クラウドストレージ」専用ツール 利用規約」第七条（無保証及び免責）

(2) 当該損害がアプリに起因する場合

「達人 Cube「クラウドストレージ」アプリ 利用規約」第七条（無保証及び免責）

(免責)

第27条 弊社は、次のいずれかに該当する場合は、弊社が設置するサーバ装置に蓄積されているデータの伝送を停止し、又はデータを消去することがあります。

- (1) 弊社が設置するサーバ装置その他の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - (2) 別紙1の規定により、弊社が設置するサーバ装置に蓄積されているデータが他人の著作権その他の権利を侵害している、公序良俗に反している又は法令に反している等の禁止事項に該当すると弊社が判断したとき。
 - (3) 通信の伝送交換に妨害を与えている又は与えるおそれのあるデータが弊社が設置するサーバ装置に蓄積されていると弊社が判断したとき。
 - (4) 弊社が設置するサーバ装置に蓄積されているデータにコンピュータウイルスが含まれていると弊社が判断したとき。ただし、弊社がそのデータの伝送を停止し、又はデータを消去することによりセキュリティを完全に確保することを弊社が保証するものではありません。
- 2 弊社は、第1項の規定により蓄積されているデータの伝送を停止し、又はデータを消去する場合は、弊社はあらかじめそのことを契約者にお知らせします。
ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 3 弊社は、第1項の規定により、蓄積されているデータの伝送を停止し、又はデータを消去したことに伴い発生する損害については、責任を負いません。ただし、弊社の故意又は重大な過失による場合はこの限りではありません。
- 4 弊社は、弊社が設置するサーバ装置その他の電気通信設備に蓄積されたデータが滅失、毀損、漏洩、その他利用されたことにより発生する損害については、責任を負いません。
- 5 弊社は、第13条（一時的な中断及び提供停止）、第14条（本サービスの廃止）によって契約者に発生した損害については、責任を負いません。
- 6 弊社は、次の事由による本契約の履行遅滞又は履行不能について、不測の事態を原因として発生した被害については、本契約の規定外の事故であることから、本サービスの提供が困難な不可抗力とみなし、弊社は一切責任を負わないものとします。
- (1) 本契約締結時点において合理的な範囲で把握できなかったコンピュータウイルス、

ハッキング、サイバーアタック、サイバーテロ、第三者による不正アクセス行為その他セキュリティの脆弱性に起因するもの（サイバーテロとは、コンピュータ・ネットワークを通じて各国の国防、治安等を始めとする各種分野のコンピュータ・システムに侵入し、データを破壊、改ざんするなどの手段で国家又は社会の重要な基盤を機能不全に陥れるテロ行為をいいます。）

- (2) 弊社の責によらないハードウェア、ソフトウェアの不具合によるもの
 - (3) 電気通信事業者の責に帰すべき故障、アクセス不能、性能の劣化に起因するもの
 - (4) 端末機器、周辺機器、その他のソフトウェア及び通信回線等、納入物に含まれる又は本契約の履行の際に用いられるコンピュータプログラムの稼動環境に含まれる第三者のソフトウェアに起因した、コンピュータプログラムの稼動不良に起因するもの
不測の事態を原因として発生した被害については、本契約の規定外の事故であることから、本サービスの提供が困難な不可抗力とみなし、弊社は一切責任を負いません。
- 7 弊社は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」における個人番号を含む電子データを取り扱うことはありません。
- 8 本条4項乃至6項に関して、弊社が故意又は重過失の場合、この限りではないものとします。

第8章 情報の取扱い

(秘密情報の取扱い)

第28条 契約者及び弊社は、本サービスに関する秘密情報の取扱いについて、達人 Cube 利用規約第38条（秘密情報の取り扱い）の規定に従うものとします。ただし、達人 Cube 利用規約第38条（秘密情報の取り扱い）第8項は、以下のとおり読み替えるものとします。

「本条の規定は、契約者による本サービスの利用終了後、3年間有効に存続するものとします。」

(個人情報の取扱い)

第29条 本規約において契約者及び弊社が相手方に個人情報の提供を行う場合、本条の定めに従うものとします。なお、個人情報とは、「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）」（以下「法」という。）第2条第1項で定める個人情報をいいます。

- 2 個人情報の取り扱いについては、達人 Cube 利用規約第38条（秘密情報の取り扱い）第4項乃至第7項の規定を準用するものとします。
- 3 契約者及び弊社は、本サービスにおいて、個人情報（個人番号を含む。本条において以下同じ。）の取扱いにかかる業務を契約者が弊社に委託するものではなく、個人情報をその内容に含む電子データを取り扱わないことを確認します（弊社が契約者から提供を受けた契約者情報等の個人情報（契約者が本サービス上に預けるデータを含みません。）

を本サービス提供のために自ら利用する場合又は第5項に基づき第三者に開示し利用させる場合を除きます)。

- 4 本サービスにおいて、契約者の個人情報にかかるデータが格納される本サービス提供のための設備に対し弊社が実施する安全管理措置の内容については、別途弊社が通知する内容によるものとします。
- 5 契約者は、以下に定める場合において、契約者の個人情報を弊社が本サービス提供の目的で第三者に開示する場合があることについてその本人の承諾を得るものとします。
 - (1) 本サービスの提供元である東日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本」といいます。)及びNTT東日本の委託先に対し開示する場合。
 - (2) 判決、決定、命令その他の司法上又は行政上の要請、要求又は命令によりその情報の開示が要求された場合における、その請求元機関への開示
- 6 本条の規定は、本サービス終了後も有効に存続するものとします。

第9章 利用に係る契約者の義務

(利用に係る契約者の義務)

第30条 契約者は、本サービスの利用を申し込むにあたり、次の各号に定める条件を満たしていただきます。ただし、契約者が次の条件を満たしている場合であっても、契約者のご利用状況によっては本サービスが提供できない場合があります。

- (1) インターネットに接続できる環境であること。
- (2) 契約者自身による本サービスの利用の申込みであること。
- 2 契約者は次のことを遵守するものとします。
 - (1) 弊社又は第三者の財産権(知的財産権を含みます。)、プライバシー、名誉、その他の権利を侵害しないこと。
 - (2) 本サービスを違法な目的で利用しないこと。
 - (3) 本サービスによりアクセス可能な弊社又は第三者の情報を改ざん、消去する行為をしないこと。
 - (4) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと。
 - (5) 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと。
 - (6) 弊社が設置するサーバ装置に無権限でアクセスし、又はその利用若しくは運営に支障を与える行為をしないこと。
 - (7) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと。
 - (8) 本サービス及びその他弊社の事業の運営に支障をきたすおそれのある行為をしないこと。
 - (9) 法令、本規約若しくは公序良俗に反する行為、弊社若しくは第三者の信用を毀損する行為、又は弊社もしくは第三者に不利益を与える行為をしないこと。

- (10)別紙2第2項に定める利用者IDを第三者に使用させて、金銭的利益を得る行為をしないこと。
 - (11)別紙2に規定する禁止事項に該当する行為をしないこと。
 - (12)本サービスを利用するID及びパスワードを適正に管理すること。
 - (13)弊社が設置するサーバ装置に蓄積するデータを適正に管理すること。
- 3 契約者は、達人Cube利用規約の規定にかかわらず、本サービスを第三者に利用させることができないものとします（達人Cube利用規約に規定する「認定利用者」に利用させることもできないものとします）。
- 4 弊社は、契約者から利用者IDの発行を受けた利用者が行った行為について、契約者が行ったものとみなして取り扱います。
- 5 契約者は、サービスが利用できなくなったときは、弊社が指定する対応窓口に連絡をしていただきます。

第10章 雑則

（反社会的勢力の排除）

第31条 契約者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下総称して「暴力団員等」という。）に該当しないこと及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 事故、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、府当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 弊社契約者は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為を行わないことを確約するものとします。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3 弊社は、契約者が第17条（弊社が行う本契約の解除）第1項第10号で定める事由に該当したことにより、本規約の全部又は一部を解除された場合、契約者に損害が生じた場合にも、弊社に何らの請求を行わないものとします。また、弊社に損害が生じた場合は、第26条（損害賠償）の定めに従い、その賠償責任を負うものとします。

（達人 Cube 利用規約への同意）

第32条 本サービスの利用は、本規約の他、達人 Cube 利用規約への同意を前提とし、本サービスの利用をもって、契約者による達人 Cube 利用規約への同意があったものとみなします。なお、本規約と達人 Cube 利用規約の規定が異なるときは、本規約の規定が達人 Cube 利用規約に優先して適用されるものとします。

（法令に規定する事項）

第33条 本サービスの提供又は利用に当たり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

（準拠法）

第34条 本規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

（紛争の解決）

第35条 本規約の条項又は本規約に定めのない事項について紛議等が生じた場合、双方誠意をもって協議し、できる限り円満に解決するものとします。

2 本規約に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

3 本契約又は本規約の何れかの部分が無効である場合でも、本契及び本規約の全体の有効性には影響がないものとし、かかる無効の部分については、有効となるために必要な限度において限定的に解釈されます。

附則

本規約は2018年7月6日から実施するものとします。

附則

本規約は2020年7月4日から実施するものとします。

別紙1 禁止事項

禁止事項	<p>以下の各号に規定する行為を禁止事項とします。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 弊社若しくは他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害している又は侵害するおそれのある行為(2) 他者の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害している又は侵害するおそれのある行為(3) 他者を不当に差別、誹謗中傷又は侮辱し、他者への不当な差別を助長し又はその名誉若しくは信用を毀損する行為(4) 詐欺、児童売買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく又は結びつくおそれの高い行為(5) わいせつ、児童ポルノ若しくは児童虐待に相当する画像、映像、音声等を送信、表示する場合又は送信する行為(6) 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく若しくは結びつくおそれの高い行為(7) 弊社の設備に蓄積された情報を不正に書き換え又は消去する行為(8) 他者になりすまして本サービスを利用する行為(9) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為(10) 弊社若しくは他人の設備等若しくはインターネット接続サービス用設備の利用若しくは運営に支障を与える又は与えるおそれのある行為(11) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ又は違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為(12) 違法行為（けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人若しくは脅迫等をいいます。以下この欄において同じとします。）を請負し、仲介し又は誘引（他人に依頼することを含む）する行為(13) 人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷若しくは虐待する画像等の情報その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を送信する行為(14) 性的表現、暴力的表現、出会い系サイトに係るものその他青少年の健全な育成を阻害する情報を送信する行為(15) 人を自殺に誘引若しくは勧誘する行為、又は第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等の情報等を送信する行為
------	--

	<p>(16) 前各号のいずれかに該当しているデータに対してリンクをはる行為</p> <p>(17) 犯罪や違法行為に結びつく又はそのおそれの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷又は侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、他者をして送信等させることを助長する行為</p> <p>(18) 本人の同意を得ずに個人情報を無断で収集する行為</p> <p>(19) その他、公序良俗に違反し又は他者の権利を侵害すると弊社が判断した行為</p>
--	--

別紙2 達人 Cube「クラウドストレージ」の料金その他の提供条件等

■料金等

1. 利用料金（1契約ごと）

プラン		月額料金額（税抜価格）
	10GB	500 円
	25GB	1,200 円
	50GB	2,400 円
	100GB	4,800 円
	200GB	9,600 円
	500GB	23,000 円
	1TB	40,000 円
	2TB	70,000 円
	5TB	165,000 円
備考	<p>1 契約者は、容量に応じて、上記の9種類の中からあらかじめいずれか1つを選択していただきます。</p> <p>2 弊社が別途定めるマニュアルに定める以下のツール・アプリをご利用の場合は、弊社が別途定める以下の利用規約の条件に従いご利用いただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「達人 Cube「クラウドストレージ」専用ツール」 ⇒「達人 Cube「クラウドストレージ」専用ツール 利用規約」 ・「達人 Cube「クラウドストレージ」アプリ」 ⇒「達人 Cube「クラウドストレージ」アプリ 利用規約」 	

2. 提供する主要な機能

提供機能	内容
バックアップ機能	写真・動画・各種文書等のデータを選んで本サービス上にバックアップする機能
回線認証機能	<p>NGN 経由のアクセス時、通常のログイン(キャプチャ認証含む)に加え、回線認証によるセキュリティの強化を行う機能</p> <p>※本機能は、本サービスの使用にあたり別紙2 3項に規定する回線、NTT 西日本の回線及び光コラボレーション事業者の回線を利用している場合のみ提供します。なお、契約者が NTT 西日本の回線及び NTT 西日本の光コラボレーション事業者の回線を利用している場合、弊社は、回線認証を行うため、契約者に係る IP アドレス情報を NTT 東日本経由で NTT 西日本に提供</p>

	し、NTT 西日本から NTT 東日本経由で契約者に係る回線情報の通知を受けます。
端末認証機能	インターネットアクセス (Web ブラウザもしくは API) 時、通常のログイン認証 (キャプチャ認証含む) に加え、端末認証によるセキュリティの強化を行う機能
利用者 ID 機能	本機能を利用する契約者以外の利用者に対して利用者 ID を作成・管理する機能
権限設定機能	契約者内で共有できるフォルダに対して、管理者より保存・閲覧等ができる利用者 ID を制限できる機能
ログ出力機能	本サービスの操作における各種ログを取得する機能及び管理者によるログの CSV 出力ができる機能

3. 回線認証が利用可能となる回線

フレッツ光ネクスト
フレッツ光ライト
フレッツ光ライトプラス